

「とやま木育フェア2024」実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

木育について幅広く発信することを目的に開催する「とやま木育フェア2024」の企画・運営等の実施業務について、企画力や実行力のある事業者に委託して実施することにより、事業の効果を最大限増加させるとともに、業務の効率化等を図るため、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するもの。

2 委託業務

(1) 委託する業務の名称

「とやま木育フェア2024」実施業務

(2) 委託する業務の内容

「とやま木育フェア2024」実施業務委託仕様書（別紙1）のとおり

(3) 委託契約額の上限額（契約限度額）

3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※この上限額は委託契約締結時の予定額（予定価格）を示すものではありません。

3 委託に係る催事の開催期日及び開催場所

(1) 開催期日

令和6年10月の休日とし、提案による。

※期日については、別途受託者と協議の上変更する場合があります。

(2) 開催場所

幅広い年齢層（特に若者や子育て世代）の来場が見込める場所とし、提案による。

4 申込みに係る手続等

(1) 質問の受付等

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和6年4月10日（水）午後5時までに、別紙「質問書（様式第1号）」を電子メールにより富山県農林水産部森林政策課に提出してください。質問への回答は、令和6年4月12日（金）までに、県ホームページに掲載します。

(2) プロポーザルへの参加申込

プロポーザルへの参加を希望する方は、次の書類を電子メールにて提出してください。

書類の名称	様式	提出期限
参加申込書	様式第2号	令和6年4月15日（月）午後5時
応募者の概要	様式第3号	令和6年4月18日（木）午後5時
企画提案書	任意（A4横書PDF）	同上
業務実施体制	任意（A4横書PDF）	同上
その他参考資料	任意（A4横書PDF）	同上
概算見積書	任意（A4縦書PDF）	同上

(3) 提出先

富山県農林水産部 森林政策課

E-mail : ashinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話（076-444-3388）で到達の確認をお願いします。

5 企画提案書の内容等

企画提案書には、次に掲げる事項に留意の上、提案してください。

(1) 催事計画

資料1「木と住まいフェア実績概要」資料2「とやま木育フェア実績概要」を参考に、次の事項に留意のうえ、提案する催事計画を記載してください。

ア 「県内の木工製品や木造住宅に関する展示」、「県産材遊具の体験」、「木工体験」、「その他木育に関する体験イベント等」を催事計画に盛り込むこと。

(ア)「県産材遊具の体験」については、資料3「県産材遊具一覧」に掲げる遊具を県が貸し与えるものとし、運搬設置業務は提案者が行うものとします。

(イ)「木工体験」については、実施方法は限定しません。なお、富山県フォレストリーダー協会へ依頼する場合は、とやまの森づくり普及啓発推進事業（森の寺子屋）の対象となり、利用する場合の費用は森の寺子屋開催実施要領に基づくものとします。

イ 幅広い年齢層（特に若者や子育て世代）が楽しめる内容とすること。

ウ 木材関連団体やその他住宅関連団体等との連携及び協力を図ること。

エ 本催事においては、趣旨を損ねない範囲で、自主事業又はその他のイベントとの併催を認めます。自主事業又はその他イベントと併催する場合はその内容を催事計画に記載してください。なお、自主事業に関する収入は、受託者の収入とします。

カ 本催事内で、県主催の「とやまチビッツとんかち大将コンクール」の表彰式を実施するため、午前10時から午前10時30分までの時間、表彰スペースを確保すること。司会進行用、表彰状読上げ用のマイク、音響が用意されることが望ましいですが、司会進行、ステージは必ずしも必要としません。なお、表彰式の規模は、表彰状授与者5名、被表彰者（小学生）40名程度を見込んでいます。

(2) 運営計画

催事を円滑かつ効率的に運営するため、次に掲げる事項に留意のうえ、提案する運営計画を記載してください。

ア 実施・運営に関する全体的な組織体制及び推進体制（人員体制を含む。）を具体的に定めること。

イ 会場の美化や環境に配慮した会場内の整理体制や、木工体験等で発生した木くず等の処理方法等を定めること。

ウ 災害等緊急時の安全対策を講じること。

6 審査方法、審査基準等

(1) 審査方法

ア 契約候補者は、審査員による審査を経て選定します。

イ 審査は、応募者からのプレゼンテーションを行います。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションに参加する者を制限する場合があります。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションについては、次のとおり実施します。

なお、プレゼンテーションの参加者に対しては、別途、実施の詳細（実施場所、開始時刻等）をご案内します。

ア 日時

令和6年4月23日（火）午前（詳細な時間等は別途案内します。）

イ 場所

審査会場：県民会館 504 号室（富山市新総曲輪 4-1 8）

控 室：県民会館 502 号室（ ” ）

ウ その他

（ア）プレゼンテーションに要する時間は、1 事業者あたり 25 分程度（15 分以内で概要説明、10 分程度の質疑応答）とします。

（イ）応募者からの説明は、提出書類①応募者の概要、②企画提案書、③概算見積書、④業務実施体制を基に行い、プロジェクター等の機器を使用しないこととします。

（ウ）プレゼンテーション出席者は、1 事業者あたり 3 名までとします。

(3) 審査基準

「とやま木育フェア 2024」実施業務における公募型プロポーザル審査基準（別紙 2）のとおりに

7 契約候補者の選定方法

(1) 審査員の審査結果により、過半数の審査員が最高点としたものを契約候補者とし、同点又は過半数の審査員の最高点が得られなかった場合は、総合的な審査により事業実施に適切な提案者を契約候補者とし、また、契約候補者が契約を辞退した場合、次順位者を候補者とし、

(2) 審査員の合計得点が 6 割に満たない場合提案は採用しないものとします。

(3) 総合的な審査により、すべての企画を不適切と判断できるものとします。

8 応募資格

この公募型プロポーザルに応募できるのは、次のいずれの要件も満たす者とし、

(1) 法人その他の団体であること（法人格の有無を問いません。）。

(2) 団体（当該団体が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）及びその取締役等（団体の役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいいます。以下同じ。）が、次のいずれの者にも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- オ 自己、自らの団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ク 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

9 その他

- (1) 提案は、参加事業者 1 社につき 1 案とします。
- (2) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (3) 提出いただいた書類は、一切返却しません。
- (4) 応募した企画案が採用された場合の著作権及び委託業務の実施により発生する著作権は、すべて県に属するものとします。
- (5) 参加申し込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (6) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ・所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (7) 審査結果については、採用・不採用に関わらず、後日、書面にて通知します。
- (8) 応募者は審査結果について、一切、異議の申し立てをすることができないものとします。
- (9) 契約候補者と県とは、別途、協議のうえ、委託契約を締結するものとします（契約候補者と県とは、提案を受けた企画の内容を基に、具体的な内容、条件等を協議し、協議が整った場合に、随意契約により、委託契約を締結するものです。）
- (10) 万が一、委託事業者の責めに帰する事由によらず事業実施が困難な状況となった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、掛かった経費分の支払いのみを行う場合があります。
- (11) この要領の内容に不明な点がある場合には、県の担当に問い合わせのうえ、その指示に従ってください。

10 今後のスケジュール

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 質問書の提出期限 | 令和6年4月10日(水) 午後5時 |
| (2) 質問書への回答 | 令和6年4月12日(金) |
| (3) 参加申込書の提出期限 | 令和6年4月15日(月) 午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年4月18日(木) 午後5時 |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和6年4月23日(火) 午前 |
| (6) 契約候補者の決定 | 令和6年4月下旬以降 |
| (7) 委託契約書の締結 | 令和6年5月上旬以降 |

11 提出先・問合せ先

富山県農林水産部森林政策課 木材利用推進係 加門、村井
〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4階
TEL: 076-444-3388
FAX: 076-444-4428
電子メール: ashinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp